

花巻市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 平成29年2月15日(水) 午後1時00分

2 会議場所 花巻保健センター2階 集団指導室

3 会議日程 別紙次第のとおり

4 協議事項

(1) 諮問第1号

平成28年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

(2) 諮問第2号

平成29年度花巻市国民健康保険特別会計予算について

5 会議に出席した委員は次のとおりである。

被保険者代表委員

委員 江川 サツミ

委員 瀬川 行夫

委員 板垣 眞喜子

委員 金澤 千加子

保険医又は保険薬剤師代表委員

委員 三浦 良雄

委員 中舘 一郎

委員 八重樫 寿人

公益代表委員

委員 藤本 莞爾

委員 鎌田 慶弥

委員 杉原 典子

被用者保険等保険者代表委員

委員 阿部 徹

6 会議を欠席した委員は次のとおりである。

委員 中村 良則

委員 山田 裕司

委員 高橋 哲夫

7 会議に出席した職員は次のとおりである。

市長

上田 東一

健康福祉部長

熊谷 嘉哉

財務部市民税課長

千葉 達哉

財務部収納課長

平野 克則

健康福祉部健康づくり課長
健康福祉部国保医療課長
健康福祉部国保医療課課長補佐
健康福祉部国保医療課国保係長

佐藤拓史
八重樫洋子
俵恵
晴山達也

(開会 午後1時00分)

国保医療課長（八重樫洋子君）

委員の皆様には、お忙しいところ御出席をいただきまして誠にありがとうございます。国保医療課の八重樫でございます。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、新しい委員の方をご紹介申し上げます。

被用者保険等保険者代表委員でありました三浦弘美さまが辞任されましたので、新たに、全国健康保険協会岩手支部の阿部徹さまに委員を委嘱しております。よろしくお願いいたします。

阿部徹委員

はじめまして、全国健康保険協会岩手支部の阿部徹でございます。私、昨年10月に全国健康保険協会岩手支部岩手支部に着任いたしまして、それ以前は富山支部にいました。皆様と一緒に協議できることを大変うれしく思っております。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

国保医療課長（八重樫洋子君）

なお、資料の次第の次に委員の皆様の名簿を添付しておりますので、ご覧いただきたいと存じます。資料の最後には、国保関係職員の名簿を添付しておりますので、後ほどご覧ください。

それでは、ただ今から花巻市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日の協議会には、保険薬剤師代表委員の山田裕司さま、公益代表委員の中村良則さま、そして被用者保険等保険者代表委員の高橋哲夫さまから、それぞれ欠席する旨の申し出がありましたのでご報告いたします。

それでは次第に沿って進めさせていただきます。

はじめに、上田市長よりごあいさつを申し上げます。

市長（上田東一君）

今日は花巻市国民健康保険運営協議会に皆様大変お忙しい中、また寒さの厳しい折ですけれども、ご参集いただきまして、大変ありがとうございます。感謝申し上げます。

国民健康保険につきましては、加入世帯数及び加入者数とも縮小傾向にあります。1人当たりの医療費は増加しておりますが、予算全体としては減少傾向でございます。しかしながら、高齢化が大変進んでおりまして、後期高齢者の方は対象外ではございますが、まだまだ国民健康保険の重要性は従前と変わりなく市民の健康を守る上で、大変重要な保険となっております。その上で、今日は、平成28年度の補正予算と平成29年度の予算について、ご審議いただく予定とさせていただいております。大変重要な保険の補正予算、あるいは新年度の予算で

ございますので、皆様にぜひ慎重にご審議いただき、忌憚のないご意見を賜れば大変ありがたいと思います。

国民健康保険は皆さんご存知のように、平成30年度から県が運営主体になります。県の方から、30年度以降の試算の数字が出ておりますけれども、実情に合わせた計算はまだのようでございます。今現在、市の負担がどれくらいになるかということについては、明確にはなっておりません。しかしながら、現在、県から示されている数字を見ますと、やはり今まで以上に負担が重くなるということで、国民健康保険税の増額ということも、現実の問題として検討するという方向にあるのではないかと大変危惧しているところでございます。場合によっては、花巻市の負担が増えて、ほかの自治体の負担が減ることが、県全体としてあり得るわけです。そのような意味で、花巻市にとって、大変厳しい制度になる可能性があるということだと思います。

その中で、補正予算ですけれども、決算ではないので、最終的な正確な数字ではないわけですけれども、比較的予想よりは負担が少なくてもすむかもしれない、具体的には基金からの取り崩しが、今回の補正予算では、想定しないということになっております。そうすると、来年度の予算においては保険税を下げてもいいのではないかというふうに私どもも考えたいところでございますけれども、単年度ベースで見ますと平成28年度についても、あまり大きな金額ではないのですが、赤字になっております。29年度の予想は、もっと赤字になるだろうというのが、事務レベルの試算でございます。これも最終的に正しいかどうか分からないということもあるのですけれども、30年度からの県への運営の移行ということを考えてときに、もっと厳しくなって保険税を上げる可能性が少なくとも今の段階ではあるとすれば、29年度に下げて、30年度が大きな増加になるということは避けなければならないと私どもは考えております。非常に苦渋の思いではありますけれども、28年度について、単年度収支があまり大きくないのでございますけれどもマイナスであること、29年度についてもマイナスになる予測であることから、今回は保険税を下げるということについては、提案する予算の中には入っていないという状況でございます。その点も含めて、皆様には慎重にご審議いただきまして、ご意見を賜れば、大変ありがたいと思う次第でございます。よろしくお願いいたします。

国保医療課長（八重樫洋子君）

それでは、市長より諮問を行います。

（市長から会長へ諮問書手交）

国保医療課長（八重樫洋子君）

次に花巻市国民健康保険運営協議会会長からごあいさつをお願いいたします。

会長（藤本莞爾委員）

それでは、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から、当協議会の円滑な運営へのご協力に対しまして、衷心より御礼と感謝を申し上げます。

ただいま市長より、平成28年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算第2号

及び平成29年度花巻市国民健康保険特別会計予算の2件について諮問を受けたところであります。

昨年10月に研修会を開催させていただきまして、国保制度や国保会計等について、市の担当から話を伺ったところでございます。今回は、実際の予算について審議することになります。特に、平成29年度におきましては、国民健康保険の都道府県化を目前にした大切な時期でもありますので、皆様方からのご忌憚のないご意見を頂戴しながら、限られた時間ではございますが、審議がスムーズに進みますようお願いを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

国保医療課長（八重樫洋子君）

ありがとうございました。

市長には別の用務がございますので、ここで失礼して退席させていただきます。

（市長退席）

国保医療課長（八重樫洋子君）

本日の出席者は、定数14名中11名の出席となっております。花巻市国民健康保険運営協議会規則第4条に定めます定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

会議の議長は、花巻市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定によりまして、会長が当たることとなっておりますので、会長よろしくお願いいたします。

会長（藤本莞爾委員）

それでは、私の方から議事を進めさせていただきます。

最初に本日の会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、江川サツミ委員と瀬川行夫委員にお願いします。

それでは、審議に入ります。

諮問第1号「平成28年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。当局から説明を求めます。

健康福祉部長（熊谷嘉哉君）

議長。

会長（藤本莞爾委員）

健康福祉部長。

健康福祉部長（熊谷嘉哉君）

諮問第1号「平成28年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

本補正予算は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ「7,745万9千円」を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ「109億3,038万3千円」とするものであります。

補正の内容につきましては、国庫支出金ほか各歳入の最終見込みによります整理並びに保険給付費の決算見込み、納付金等の確定による整理が主な内容であります。

それでは、具体の説明に入らせていただきます。

国保財政につきましては、歳出額に応じまして、歳入額を確保するというものでございますので、最初に事項別明細書の「歳出」からご説明いたします。

14ページをお開き願います。

2款 保険給付費、1項 療養諸費は財源の振替でありますので説明を省略させていただきます。

2款 保険給付費、2項 高額療養費、1目 一般被保険者高額療養費「1,124万7千円の増」から、16ページになりますけれども7款 共同事業拠出金、1項 共同事業拠出金、2目 保険財政共同安定化事業拠出金「1億4,364万5千円の減」までにつきましては、それぞれ保険給付費、各種納付金及び共同事業拠出金等の最終見込みによるものであります。

9款 基金積立金、1項 基金積立金、1目 基金積立金、25節 積立金「1億7,831万8千円の増」は、後年度の財政負担に備え国保財政調整基金に積み立てるものであります。

18ページをお開き願います。

11款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、3目 返還金、23節 償還金利子及び割引料「2,118万1千円の増」につきましては、国県支出金の過年度精算等に伴う返還金であります。

次に、「歳入」のご説明をいたします。

8ページをお開き願います。

3款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 療養給付費等負担金、1節 現年度分「634万9千円の減」から、10ページになりますけれども7款 共同事業交付金、1項 共同事業交付金、2目 保険財政共同安定化事業交付金、1節 現年度分「1億2,939万9千円の減」までにつきましては、「歳入」の保険給付費等の最終見込みに伴う「歳入」の見込みによるものであります。

12ページをお開き願います。

9款 繰入金、1項 他会計繰入金、1目 一般会計繰入金、1節 保険基盤安定繰入金「2,574万6千円の増」、3節 その他一般会計繰入金「1,762万6千円の減」及び 2項 基金繰入金、1目 財政調整基金繰入金、1節 財政調整基金繰入金「3億2,085万2千円の減」につきましては、それぞれ最終見込みによる整理であります。

10款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金、1節 繰越金「3億4,756万6千円の増」は、前年度からの繰越金であります。

以上、平成28年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご答申賜りますようお願い申し上げます。

会長（藤本莞爾委員）

ただいま当局から説明をいただきました。

これに対し、皆様からご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

会長（藤本莞爾委員）

質問、意見が無いようですので、これを終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第1号「平成28年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」は、諮問のとおり答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

会長（藤本莞爾委員）

ご異議なしと認め、諮問第1号は、諮問のとおり答申することに決しました。

続きまして、諮問第2号「平成29年度花巻市国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

当局から説明を求めます。

健康福祉部長（熊谷嘉哉君）

議長。

会長（藤本莞爾委員）

健康福祉部長。

健康福祉部長（熊谷嘉哉君）

諮問第2号「平成29年度花巻市国民健康保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

具体的に予算の説明に入ります前に、参考資料をご覧いただきたいと存じます。

はじめに「参考資料1 花巻市国民健康保険事業の状況」についてご説明申し上げます。

資料の1ページには、上段に「被保険者の推移」、中段に「前期高齢者数（65～74歳）、介護保険第2号被保険者数（40～64歳）の推移」、下段に「保険給付費の状況」を掲載しております。

また、2ページには、上段に「1人当たりの保険給付費の状況」、中段に「国民健康保険税調定額の状況」、下段に「1人当たりの国民健康保険税調定額の状況」を掲載しております。

1ページの被保険者数につきましては、後期高齢者医療制度への移行が大きな要因となり減少傾向で推移しておりますが、一方、被保険者の中に占める高齢者の割合が高くなっております。保険給付費につきましては、2ページにございますとおり、被保険者の高齢化や医療技術の高度化などにより1人当たりの保険給付費は増加しているものの、先程の被保険者数の減少もあって、保険給付費全体として減少傾向となっております。

国民健康保険税の収入は、被保険者数の減少に伴い減少しております。

「参考資料2 平成29年度花巻市国民健康保険事業計画」をご覧いただきたいと思っております。

参考資料1によりご説明いたしました本市の国民健康保険の状況を踏まえて、1ページの中段から国保事業計画の基本方針として、（1）国保財政の健全運営、（2）適正賦課の推進、（3）国保税収納促進、（4）国保資格適用の適正化の推進、（5）医療費適正化、（6）保健事業の推進、（7）広報活動の充実 の7項目を示しております。2ページにはそれぞれの重点事項を記載し、

3 ページ以降はその項目ごとに、現状、目標、実施方法等を記載しております。

平成29年度においても、この事業計画に基づき、国保財政の健全かつ安定的な運営を確保するため、引き続き国保税の収納率向上に努めるとともに、各種の保健事業の推進や医療費適正化事業の実施に努めて参ります。

「参考資料3 平成29年度花巻市国民健康保険特別会計当初予算について」をご説明いたします。

資料には、平成29年度予算のポイント、国民健康保険の財源構成並びに予算の積算方法等について記載しております。

まず、平成29年度予算のポイントであります。

平成30年度からの都道府県化に伴う国保システムの改修経費を計上しております。

国保税の軽減措置につきましては、5割軽減及び2割軽減の所得基準が引き上げられ、対象が拡大されます。

そのほか、妊産婦、乳幼児に係る医療費助成の現物給付が岩手県内市町村で実施されており、いわゆるペナルティーにより国保に対する国庫負担金が減額となります。その減額分につきましては、一般会計の繰入金で補てんすることとしております。

次に予算の積算方法についてご説明申し上げます。

はじめに保険給付費につきましては、平成28年度見込みの1人当たりの保険給付費に、花巻市の過去の給付費の平均伸び率を乗じて29年度の1人当たりの保険給付費を算出した上で、29年度の加入者見込数を掛け合わせて積算しております。

保険財政共同安定化事業につきましては、事業の実施主体であります岩手県国民健康保険団体連合会の試算に基づき、所要額を計上しております。

国保税につきましては、平成29年度も現行税率を継続しながら、制度改正や所得の状況、被保険者数の減などを勘案して見込んでおります。

引き続き「参考資料4 予算構成の概要」についてご説明申し上げます。こちらには、平成29年度歳入歳出予算の総額107億6,959万2千円について、予算科目ごとの予算額と予算に占める割合、予算科目の説明を掲載しております。

歳入につきましては、最も割合が多いのは前期高齢者交付金で歳入全体の25%を占め、予算額は「27億1,879万8千円」となっております。以下国庫支出金、共同事業交付金と続き、国保税につきましては「15億8,872万5千円」で全体の15%となっております。

一方、歳出につきましては、保険給付費が歳出の60%を占め、「64億8,933万円」となっております。以下、共同事業拠出金、後期高齢者支援金等の割合が多くなっております。

それでは、予算について具体の説明に入らせていただきます。

特別会計予算の1ページをお開き願います。

本予算は、第1条から第3条まで、歳入歳出予算、一時借入金及び歳出予算の流用の3つの事項から成っております。

歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ「107億6,959万2千円」と定めようとするものであります。

本特別会計は、歳出額に応じて歳入額を確保するというものでありますので、最初に歳出からご説明申し上げます。

24ページをお開き願います。

3 歳出、1 款 総務費につきましては、説明を省略させていただきまして、28ページをお開き願います。

2 款 保険給付費、1 項 療養諸費、1 目 一般被保険者療養給付費「55億2,128万1千円」から、5 目 審査支払手数料「2,044万7千円」までにつきましては、それぞれ28年度医療費見込みに対して、29年度の医療費の伸びや被保険者数を見込んだものであります。

2 項 高額療養費、1 目 一般被保険者高額療養費「7億853万2千円」から、30ページをお開き願いまして、4 目 退職被保険者等高額介護合算療養費「130万円」までにつきましては、前年度までの実績額等を勘案し、所要額を見込んだものであります。

3 項 移送費から32ページをお開き願いまして、5 項 葬祭諸費までにつきましては、前年度までの実績額等を勘案し、所要額を見込んだものでありますので、説明を省略させていただきます。

3 款 後期高齢者支援金等、1 項 後期高齢者支援金等、1 目 後期高齢者支援金「11億3,386万8千円」は、全医療保険者が加入人数に応じて後期高齢者医療制度を支えるために拠出するものであり、平成27年度精算分を含め、国から示されました試算方法に基づき、見込んだものであります。

4 款 前期高齢者納付金等、1 項 前期高齢者納付金等、1 目 前期高齢者納付金「488万1千円」は、前期高齢者に係る医療費が著しく過大となる保険者のため、各医療保険者間の財政調整を行う仕組みとして、全ての保険者が、その加入者数に応じて費用負担するものであります。

34ページをお開き願います。

5 款 老人保健拠出金は説明を省略させていただきまして、6 款 介護納付金、1 項 介護納付金、1 目 介護納付金「4億4,373万円」は、第2号被保険者1人当たりの算定基準額と平成27年度介護納付金の精算分を勘案して見込んだものであります。

7 款 共同事業拠出金、1 項 共同事業拠出金、1 目 高額医療費共同事業拠出金「2億1,266万8千円」は、一般被保険者の80万円を超える高額医療費に対する拠出金であり、過去3年間の医療費等の実績により見込んだものであります。

2 目 保険財政共同安定化事業拠出金「22億1,134万8千円」は、同じく一般被保険者の80万円以下の医療費に対する拠出金であります。

36ページをお開き願います。

8 款 保健事業費、1 項 特定健康診査等事業費、1 目 特定健康診査等事業費「1億1,154万3千円」は、医療費の適正化を目的として各医療保険者に義務付けられた特定健康診査に係る経費であり、特定健康診査業務委託

「7, 918万5千円」が主な内容であります。

2項 保健事業費、1目 保健活動費「1, 943万8千円」は、被保険者の健康保持、さらには中長期的な国保財政の安定化のための医療費適正化対策として、各種の保健事業を行うものであります。

38ページをお開き願います。

9款 基金積立金から、40ページの12款 予備費までにつきましては、説明を省略させていただきます。

10ページにお戻り願います。

2 歳入であります。1款 国民健康保険税、1項 国民健康保険税、1目 一般被保険者国民健康保険税と、2目 退職被保険者等国民健康保険税の合計は、「15億8, 872万5千円」であります。

12ページをお開き願います。

2款 使用料及び手数料は説明を省略させていただきます。3款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 療養給付費等負担金、1節 現年度分「15億6, 663万5千円」は、一般被保険者の保険給付費等に対する国庫負担金であります。

2目 高額医療費共同事業負担金、1節 現年度分「5, 316万7千円」は、高額医療費共同事業拠出金に対する国庫負担金であります。

3目 特定健康診査等負担金、1節 現年度分「1, 677万8千円」は、特定健康診査・保健指導に対する国庫負担金であります。

2項 国庫補助金、1目 財政調整交付金、1節 普通財政調整交付金「5億8, 784万8千円」は、療養給付費等負担金と同様、一般被保険者に係る保険給付費等に対する国庫補助金であります。

14ページをお開き願います。

4款 療養給付費交付金、1項 療養給付費交付金、1目 療養給付費交付金、1節 現年度分「1億9, 578万5千円」は、退職被保険者の保険給付費等に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

5款 前期高齢者交付金、1項 前期高齢者交付金、1目 前期高齢者交付金、1節 前期高齢者交付金「27億1, 879万8千円」は、前期高齢者の偏在によって生じる保険者負担の不均衡を調整するための交付金であります。

6款 県支出金、1項 県負担金、1目 高額医療費共同事業負担金、1節 現年度分「5, 316万7千円」は、高額医療費共同事業拠出金に対する県負担金であります。

2目 特定健康診査等負担金、1節 現年度分「1, 677万8千円」は、特定健康診査・保健指導に対する県負担金であります。

16ページをお開き願います。

2項 県補助金、1目 財政調整交付金、1節 財政調整交付金「4億3, 222万6千円」は、国庫補助金と同様、一般被保険者に係る保険給付費等に対する県補助金であります。

7款 共同事業交付金、1項 共同事業交付金、1目 高額医療費共同事業交付金、1節 現年度分「2億3, 324万8千円」は、一般被保険者の高額

医療費に対する岩手県国民健康保険団体連合会からの交付金であります。

2目 保険財政共同安定化事業交付金、1節 現年度分「21億41万7千円」は、一般被保険者の医療費に対する交付金であります。

18ページをお開き願います。

8款 財産収入は説明を省略させていただきます。

9款 繰入金、1項 他会計繰入金、1目 一般会計繰入金、1節 保険基盤安定繰入金「3億9,740万5千円」から、3節 その他一般会計繰入金「2億16万6千円」までにつきましては、それぞれ一般会計からの法定繰入金であります。

2項 基金繰入金、1目 財政調整基金繰入金、1節 財政調整基金繰入金「2億8,546万3千円」は、国民健康保険財政調整基金から繰り入れるものであり、平成29年度末残高は約12億7千万円と見込んでおります。

20ページの10款 繰越金、11款 諸収入につきましては、説明を省略させていただきます。特別会計予算の1ページにお戻りいただきたいと思っております。

第2条 一時借入金であります。一時借入金の借入れの最高額を「5億円」と定めようとするものであります。

第3条は、経費の流用ができる場合を定めようとするものであります。

以上、平成29年度花巻市国民健康保険特別会計予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご答申を賜りますようお願い申し上げます。

なお、平成28年12月に閣議決定されました29年度税制改正大綱において国保税に関する内容があり、平成29年度花巻市国民健康保険特別会計予算にかかわることありますので、配布しております資料「平成29年度税制改正の大綱（国民健康保険税）概要」により、市民税課長の千葉からご説明申し上げます。

市民税課長（千葉達哉君）

それでは、平成29年度の国民健康保険税の改正予定についてご説明申し上げます。この改正につきましては、地方税法等の改正を待って、市の国民健康保険税条例を改正することとなります。平成29年4月から低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえて引き上げを実施する予定となっております。

具体的には、国民健康保険税の軽減について、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を現行48万円から49万円に、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を現行26万5千円から27万円にそれぞれ引き上げるというものです。

例として、2割軽減と5割軽減の対象となる3人世帯の場合の給与収入額で比較したものを掲載しておりますので、参考までにお目通し願います。

なお、この制度の拡大によりまして、平成28年12月末における所得金額からの推計ではあります。2割軽減には新たに61世帯が対象となり、5割軽減には、今まで2割軽減であった38世帯が新たに5割軽減になると見込んで

でいるところであります。

以上で、説明を終わります。

会長（藤本莞爾委員）

ありがとうございました。当局から説明をいただきました。

これに対しまして、委員の皆さんから、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

（阿部徹委員、挙手）

会長（藤本莞爾委員）

はい、阿部委員どうぞ。

阿部徹委員

参考資料2の16ページの保健事業の推進、生活習慣病と健康づくりの推進、特定健康診査と保健指導の実施率の状況ですが、特定健診、27年度の国の法定報告数値50.9%ということで、県内で花巻市さまはどのくらいの位置にいらっしゃるのか。被用者保険である協会けんぽの方は、生活習慣病の予防健診等、法に基づく労働者事業者健診、扶養家族健診等を含めても49.6%で、当協会より高い数値を示していらっしゃいます。かなり健診に力を入れていると思いますので、県内においては花巻市さまがどの程度の高さなのかと、もし分かれば教えていただきたいと思います。

（健康づくり課長、挙手）

会長（藤本莞爾委員）

健康づくり課長。

健康づくり課長（佐藤拓史君）

県内でどれくらいの位置かといいますと、手元にある資料が25年のものですが、その当時で、花巻市が50.1%、遠野市さんでは51.2%、紫波町さんが56.2%、岩手町さんが60%などとなっております、中間よりは上の位置にあるというところです。

阿部徹委員

協会けんぽでも、働き盛りの方に対する健康づくりに取り組んでいる状況で、働き盛りの就労世代が病気を持って退職すると、国保財政にも影響を与えるということで、働き盛りの健康増進に力を入れているところですが、それにつきまして今後連携して、例えばデータ分析や事業に取り組みを一緒にさせていただけば、花巻市民の皆様とか最終的には岩手県民の皆様の健康増進につながると思います。協会けんぽでも健診に力を入れている状況がありまして、参考までに実施数値を確認したかったものですから、ご質問させていただきました。今後ともよろしくお願いいたします。

会長（藤本莞爾委員）

そのほか、ございませんか。

（金澤千加子委員、挙手）

会長（藤本莞爾委員）

はい、金澤委員どうぞ。

金澤千加子委員

平成29年度花巻市健康保険事業計画、参考資料2の中からですけれども、(5)医療費適正化のところで、「第三者行為の求償事務の推進により」とありますが、この第三者とはどういう人たちを指すのでしょうか。

(国保医療課長、挙手)

会長(藤本莞爾委員)

国保医療課長。

国保医療課長(八重樫洋子君)

第三者とは、保険の当事者たる保険者と被保険者以外の方を言いまして、一般的には加害者の立場の方がこれに当たるものです。例えば、犬の飼い主の方がいて、飼っている犬が被保険者の方に噛みついたとすると、飼い主の方が第三者となります。交通事故などでは、事故を起こした加害者側が第三者という立場になります。被保険者の方が、第三者の行為によりまして疾病、負傷あるいは死亡したときは、その第三者の方が損害賠償を担うこととなります。

会長(藤本莞爾委員)

金澤委員、よろしいですか。

金澤千加子委員

はい、よろしいです。

会長(藤本莞爾委員)

そのほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

会長(藤本莞爾委員)

質問、意見が無いようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第2号「平成29年度花巻市国民健康保険特別会計予算について」は、諮問のとおり答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会長(藤本莞爾委員)

異議なしと認め、諮問第2号は、諮問のとおり答申することに決しました。

次に、その他の事項につきまして事務局からありましたら、お願いします。

国保医療課長(八重樫洋子君)

お手元にお配りしておりますが、「国民健康保険の安定を求めて」という冊子がございます。国保の現状と課題を説明して、国保制度の安定化に必要な改革について解説しているパンフレットです。後ほど参考にご覧いただきたいと存じます。以上でございます。

会長(藤本莞爾委員)

それでは、これもちまして議長の務めを終わらせていただきます。皆様のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

国保医療課長(八重樫洋子君)

以上をもちまして、本日の花巻市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。本当にありがとうございました。

(閉会 午後 1 時 5 0 分)